



諸外国における
政治分野の
男女共同参画
のための取組

**Women
in Politics**

内閣府男女共同参画局

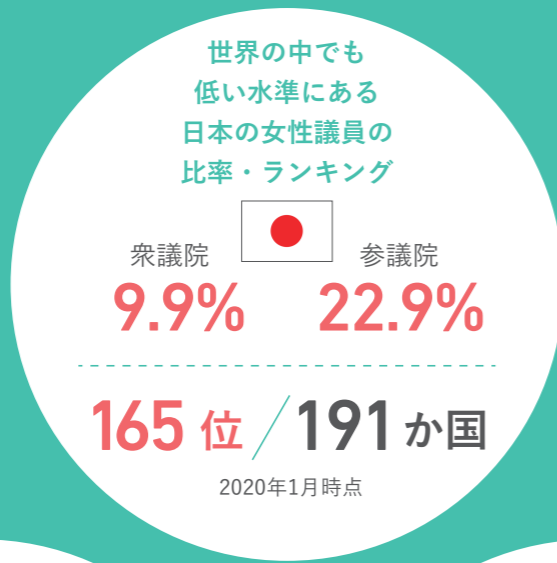
電話 03-6257-1182 URL <http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/>



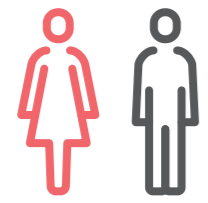
男女共同参画



(令和2年3月作成)



男女の候補者の数が
できる限り均等となることを目指す
「政治分野における男女共同参画の
推進に関する法律」の公布・施行



諸外国における
女性の政治参画促進
のための取組



このパンフレットは、日本や世界各国における女性の政治参画の現状とクオータ制の導入状況を概観するとともに、諸外国のうちイギリス、フランス、韓国、オーストラリア、カナダ、メキシコの6か国におけるクオータ制の仕組みや、様々なアクターによる効果的な取組を紹介し、日本の政治分野における男女共同参画推進に向けた取組の参考とする目的として作成しました。

1

日本における女性の政治参画の状況

国会・地方議会における女性の政治参画の状況
女性議員割合の推移（日本と主要国との国際比較）
「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要

2

諸外国の取組（クオータ制）

クオータ制とは
クオータ制の種類
諸外国におけるクオータ制の導入状況
クオータ制を導入している国・地域
クオータ制の導入状況と女性議員平均比率（2018年）
世界におけるクオータ制の導入状況

3

主要国における女性の政治参画の現状と取組状況

- 3-1 イギリス
- 3-2 フランス
- 3-3 韓国
- 3-4 オーストラリア
- 3-5 カナダ
- 3-6 メキシコ

4

女性の政治参画促進のための効果的な取組事例

- 4-1 クオータ制の取組
- 4-2 公的政治資金の活用
- 4-3 監視機構
- 4-4 政党による女性候補者支援
- 4-5 政治分野における女性へのハラスメント・暴力への対策
- 4-6 議会における議員活動と家庭生活の両立支援
- 4-7 市民社会の取組
- 4-8 超党派ネットワーク

5

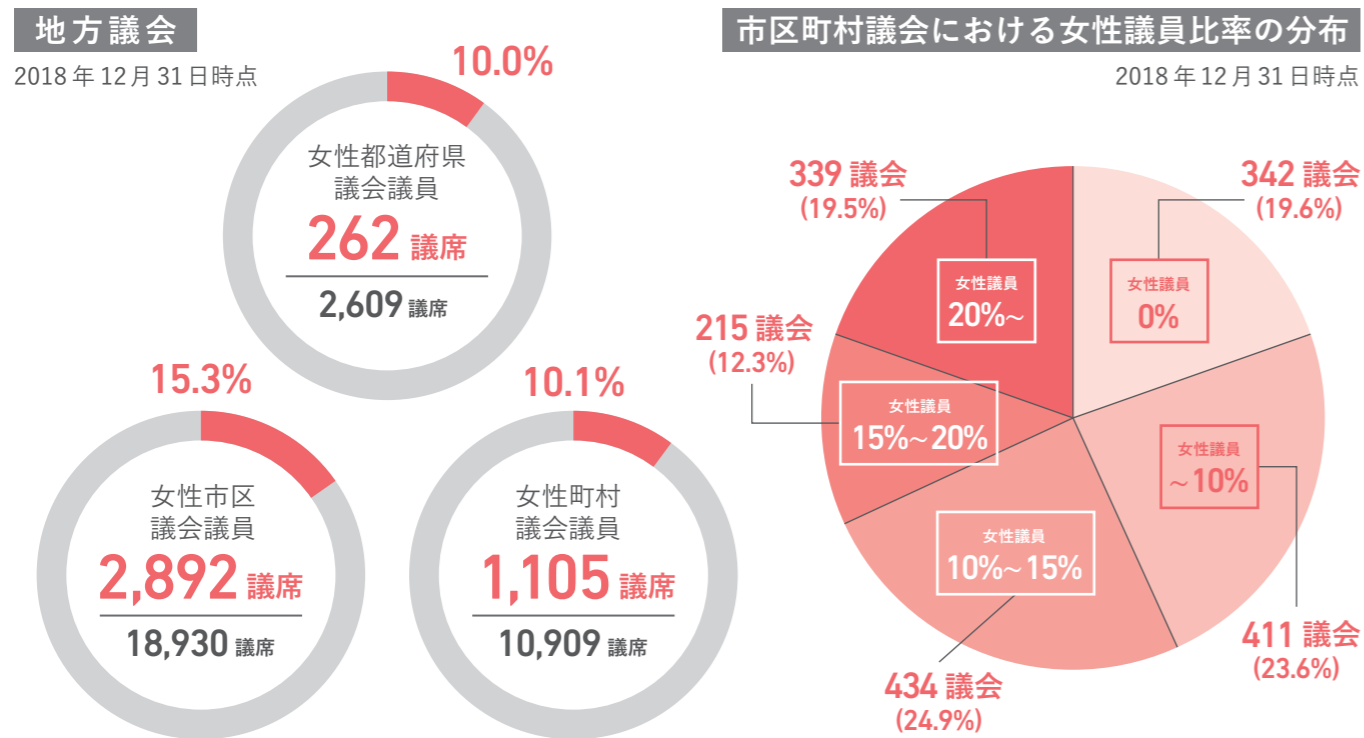
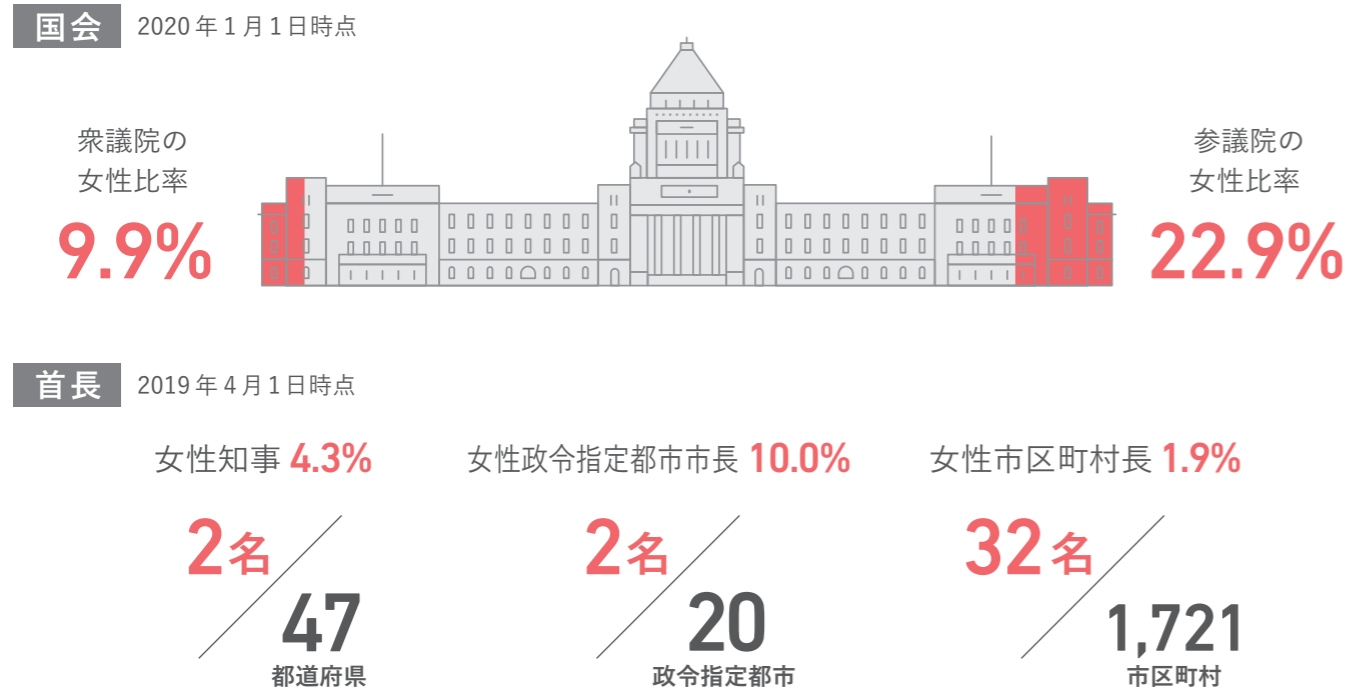
参考情報リスト

日本における政治分野における男女共同参画
諸外国の政治分野における男女共同参画の状況

1. 日本における女性の政治参画の状況

国会・地方議会における女性の政治参画の状況

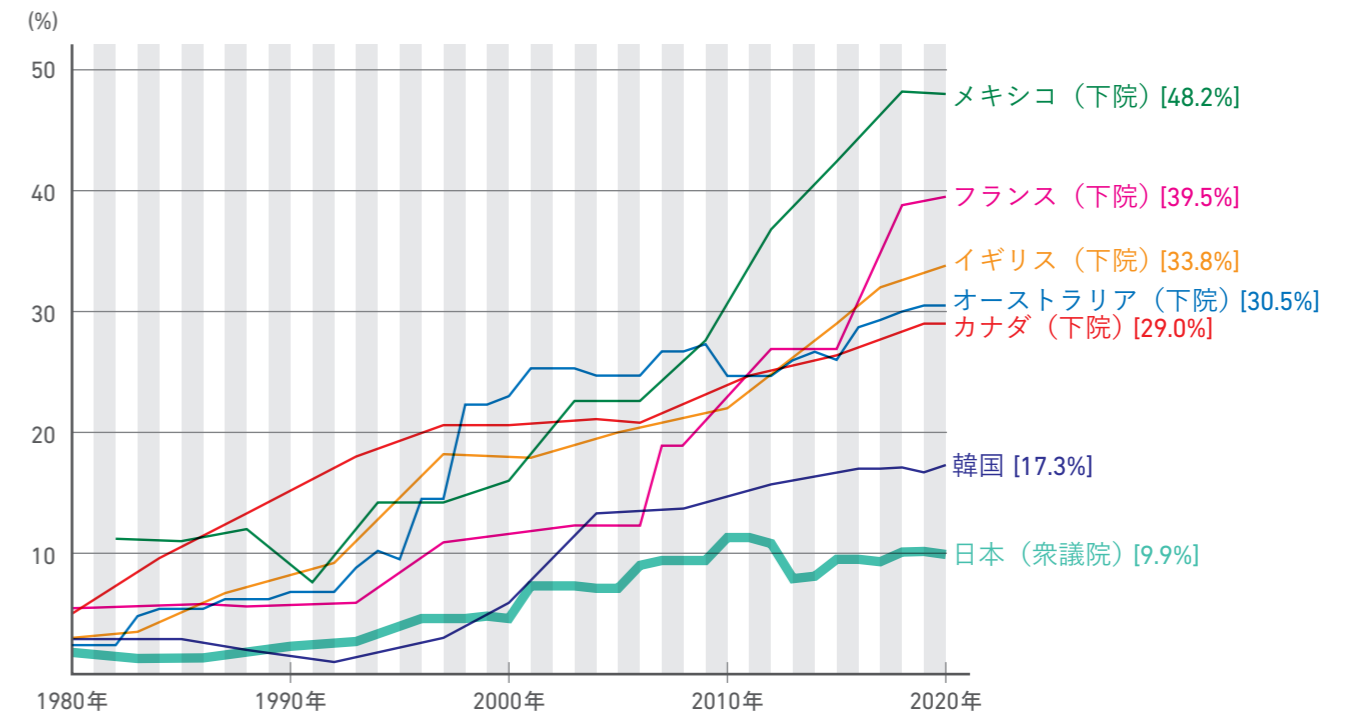
日本における女性の政治参画の状況をみると、女性議員の割合が国会レベルでは衆議院で 9.9%、参議院で 22.9%、地方議会でも、都道府県議会では全国平均で 10.0% にとどまっているほか、地方公共団体の首長や議会議長における女性の割合も依然として低い。



出典：衆議院 HP、参議院 HP、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

女性議員割合の推移（日本と主要国との国際比較）

日本の女性議員の割合は世界各国と比べて低く、世界191か国中165位（2020年1月時点）、OECD諸国中最下位の水準である。



出典：IPU 及び各国の議会・選挙管理委員会作成資料
[] 内は 2020年1月時点の値

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要

2018年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が公布・施行された。同法では、衆議院、参議院及び地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが基本原則の一つとして掲げられている。

目的	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること
基本原則	政治分野における男女共同参画の推進は、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする 2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できることを旨として、行われなければならない 3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない
責務等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するように努める（実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等） 2. 政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める


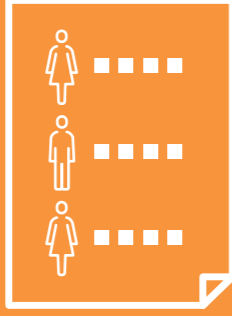

2. 諸外国の取組（クオータ制）

クオータ制とは

クオータ制とは、ポジティブ・アクションの手法の一つであり、政治分野での男女間格差を是正する方策で、性別を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のことを指す。世界196の国と地域のうち、118の国と地域で、クオータ制が国政レベルで導入されている。

※このパンフレットでは、性別によるクオータ制を単にクオータ制という。

クオータ制の種類

 <p>議席割当制 Reserved Seats</p> <p>26か国</p> <p>議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。</p>	 <p>法的候補者クオータ制 Legislated Candidate Quotas</p> <p>60か国</p> <p>議員の候補者の一定割合を女性又は男女に割り当てることを、憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。なお、遵守を義務付けるか努力義務とするかは国によって異なる。</p>	 <p>政党による自発的クオータ制 Voluntary Political Party Quotas</p> <p>55か国</p> <p>政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性又は男女に割り当てることを定めるもの。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

国政選挙において、政党による自発的クオータ制を導入している55か国のうち、33か国は政党による自発的クオータ制のみを導入、残りの22か国では議席割当制又は候補者クオータ制と政党による自発的クオータ制を併用している。

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（The International Institute for Democracy and Electoral Assistance: IDEA）ジェンダー・クオータ・データベース（2020年2月時点）

諸外国におけるクオータ制の導入状況

世界では約60%の国・地域がクオータ制を導入しており、そのほぼ半数が政党による自発的クオータ制を採用している。地域別にみると、欧州での導入率が73%を超えている一方で、アジア地域では44%となっている。

クオータ制を導入している国・地域

地域 (国・地域の数)	クオータ制を導入している 国・地域の合計数		クオータ制を導入している国のうち、憲法・ 法律によるクオータ制を導入している国・地域の数				政党による 自発的クオータ制を 導入している 国・地域の数	
	国・地域の数	割合	議席割当制 国・地域の数	割合	法的候補者クオータ制 国・地域の数	割合	国・地域の数	割合
アフリカ (54 各国)	37	68.5%	14	25.9%	15	27.8%	14	25.9%
米州 (35 各国)	21	60.0%	1	2.9%	18	51.4%	12	34.3%
大洋州 (15 各国)	5	33.3%	1	6.7%	2	13.3%	2	13.3%
アジア (43 各国)	19	44.2%	9	20.9%	7	16.3%	4	9.3%
欧州 (49 各国)	36	73.5%	1	2.0%	18	36.7%	23	46.9%
合計 (196 各国)	118	60.2%	26	13.3%	60	30.6%	55	28.1%

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）ジェンダー・クオータ・データベース（2020年2月時点）
※併用している国・地域もあるため、合計が合わない場合がある。

クオータ制の導入状況と女性議員比率（2018年）

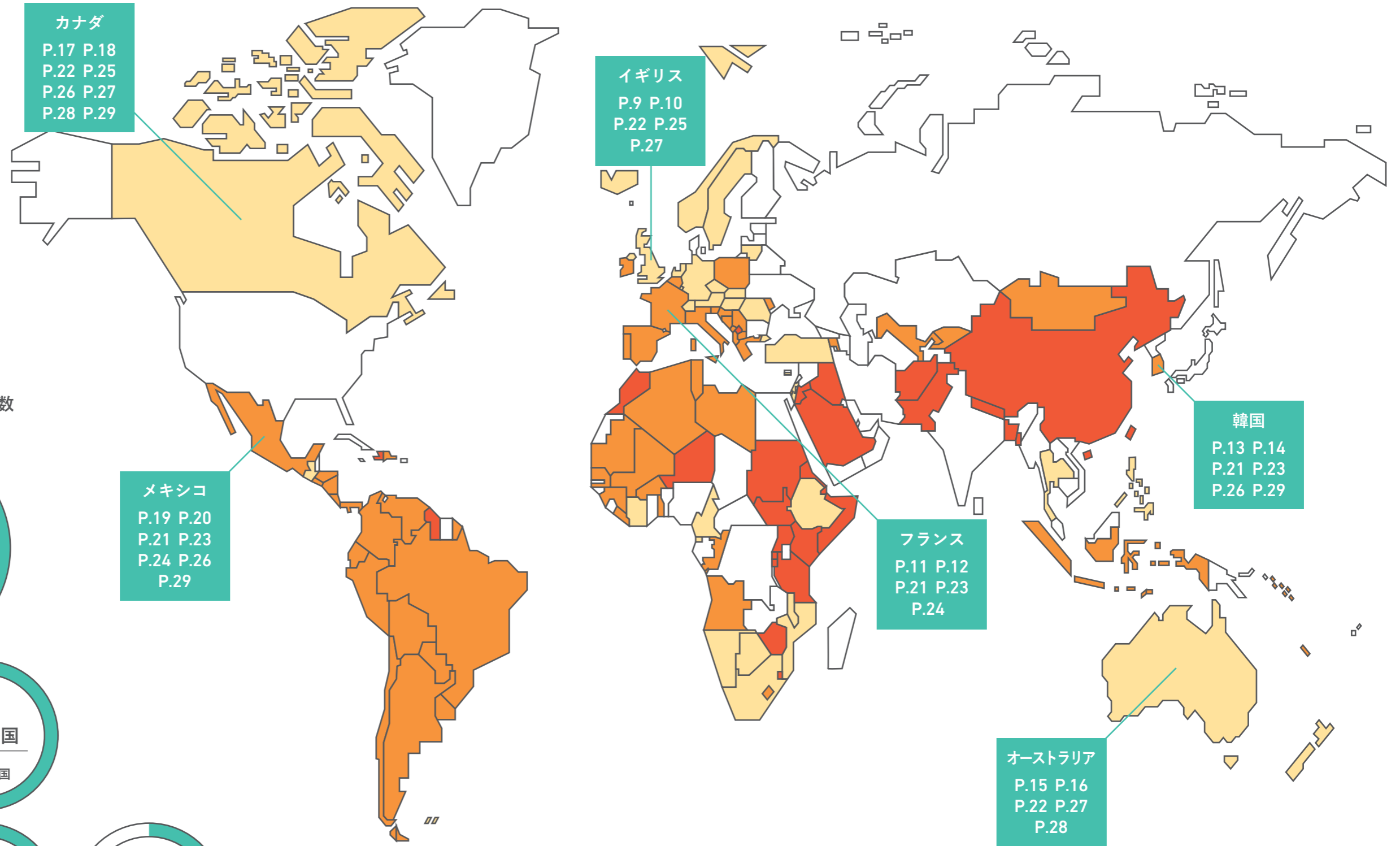
2018年に行われた49か国における議会選挙のうち、クオータ制を導入していない議会の女性議員比率の平均値（一院制及び下院 18.6% / 上院 16.2%）は、30%以上を女性とする法的候補者クオータ制を導入している議会（同各 27.7%/36.1%）や、50%以上を規定する措置がある場合（同各 29.3% / 47.1%）と比べて低くなっている。

	下院 / 一院制	上院
クオータ制なし	18.6%	16.2%
全種類の法的クオータ制*	25.6%	33.2%
30%の法的クオータ制*	27.7%	36.1%
50%の法的クオータ制*	29.3%	47.1%

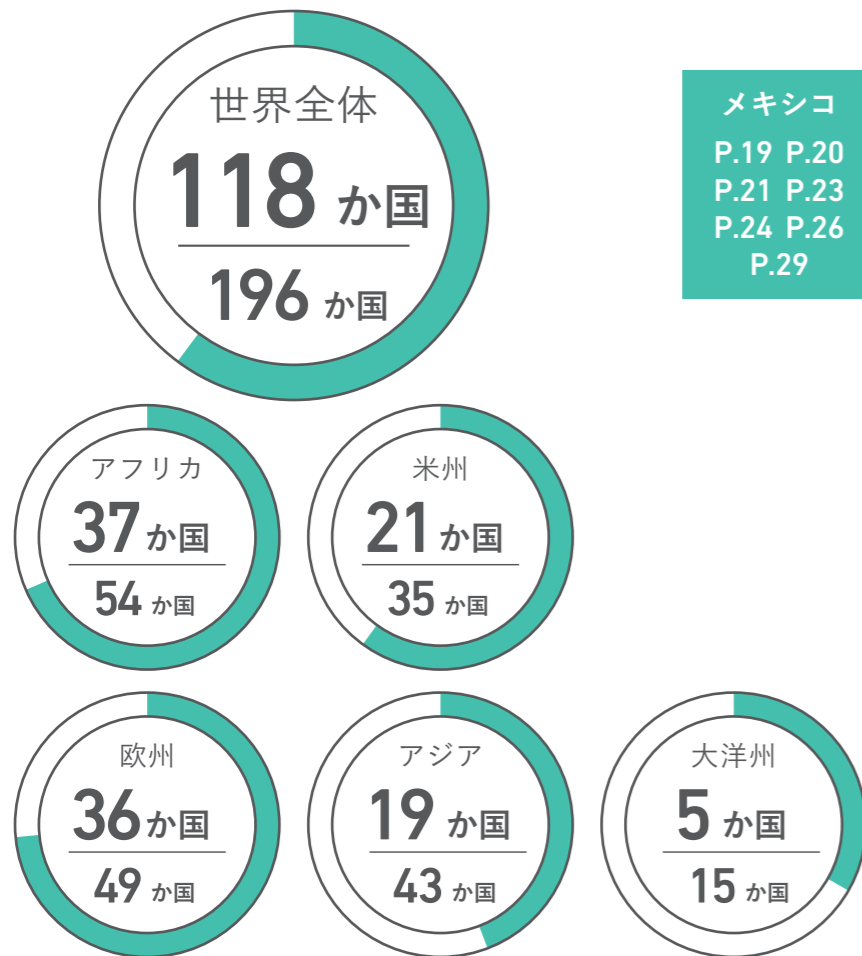
出典：列国議会同盟（IPU）「議会における女性 2018」
※議席割当制及び法的候補者クオータ制を指す。政党による自発的クオータ制は含まれない。

世界におけるクオータ制の導入状況

- 議席割当制
- 法的候補者クオータ制
- 政党による自発的クオータ制
- 未導入またはデータなし

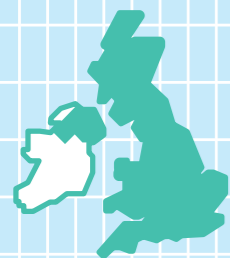


クオータ制を導入している国・地域の数



出典：民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) ジェンダー・クオータ・データベース (2020年2月時点) に基づき作成。
※併用している国については、議席割当制、法的候補者クオータ制の優先順に色分けしている。

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



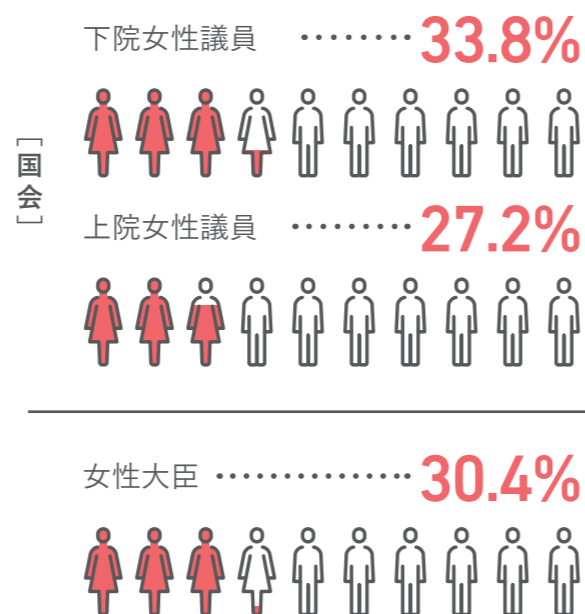
3-1

イギリス United Kingdom

基本データ

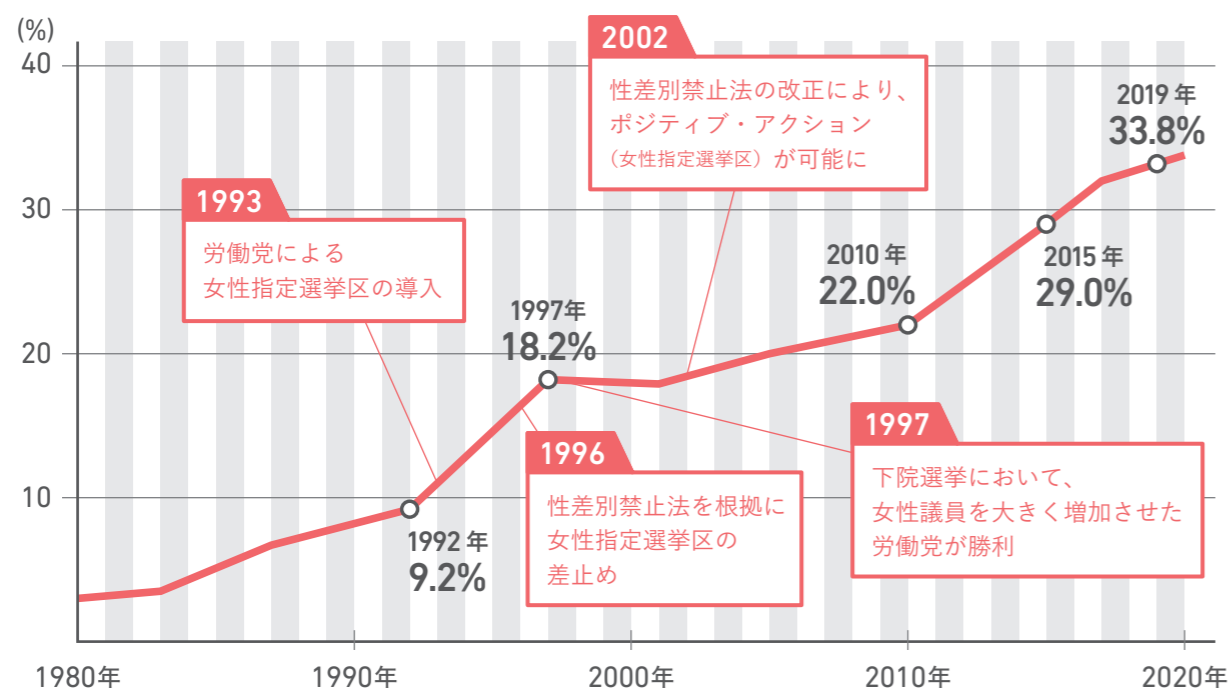
政治体制	立憲君主制、議院内閣制
議会制度	下院(庶民院 650 議席)と上院(貴族院、非公選約 800 議席)からなる二院制
選挙制度	小選挙区制(下院)
主要政党	保守党、労働党、スコットランド国民党など
クォータ制のタイプ	政党による自発的クォータ制
女性議員(下院)の割合ランキング	39 位 / 191 か国 (2020 年 1 月時点)
女性大臣の割合ランキング	49 位 / 190 か国 (2020 年 1 月時点)

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース (2020 年 1 月時点)

女性の政治参画の経緯 - 女性議員(下院)の割合の推移と主な出来事 -



出典：列国議会同盟 (IPU)

女性の政治参画を促す取組



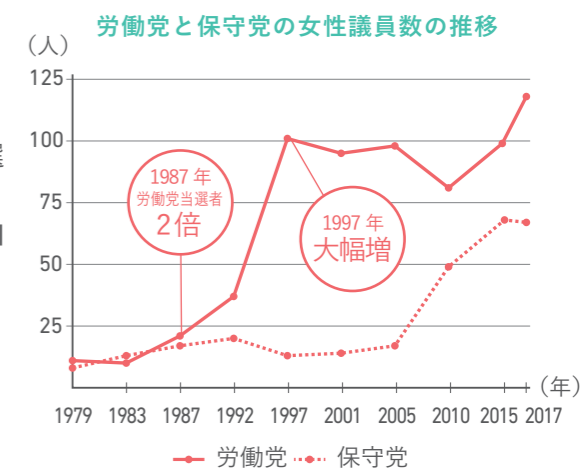
政党

労働党によるクォータの取組

1987年最終候補者リストに必ず女性を含めることを義務化
1993年労働党にとって当選の可能性が高い選挙区において、予備選挙の最終候補者リストを女性に限定する「女性指定選挙区」(All Women Shortlist) 制度を導入

女性候補者に対するトレーニング

【労働党】女性党員から選出された者に対し、無料で5か月間のトレーニングを実施
【保守党】党内女性組織が、立候補を希望する女性党員に対する2か月間のトレーニング(パブリック・スピーキング、メディア対応など)を実施



出典：Women MPs & parliamentary candidates since 1945 を基に作成 (<http://www.ukpolitical.info/FemaleMPs.htm>)



議会

議会による調査の活用や監査受入れ

- 下院議長のアニシアチブにより、下院に研究者を配置し、代表制がより高く包摂的な議会とするための提言などを取りまとめた報告書を作成(『良き議会』(The Good Parliament)、2016年)
- 議会による列国議会同盟(IPU)の監査受入れ(2018年)：ハラスメントと認識される議会文化、審議スケジュールの予測可能性や長時間労働の問題等について指摘

女性議員連盟や各種調査の提案を受け、議会制度の整備を推進

- 審議時間の変更(月曜は22時まで、火曜・水曜19時まで、木曜17時まで、金曜14時半まで)
- 議会内に保育所を設置
- 議会内での言葉遣いの見直し(例：チェアマンからチェア)
- 事実上の育休を取得する議員の増加(2019年1月に代理投票を試験導入)



議員

議会における女性議員連盟の取組

2010年に議会における女性議員連盟が設立され、2014年には報告書「議会を改善する - より良い、そしてより代表的な議会を創造する」を公表。議事堂での議員としての職業倫理にふさわしくない行動様式を断固拒否することや、メディアやソーシャル・メディアにおける性差別の検討など、より多くの女性が候補者となり、議員として選出され、議員活動を続けていくための具体的な提案がなされている。



市民社会

議員、政府機関、議会、公共団体、研究者が協働する政策ネットワーク

複数の市民/公益団体あるいは運動体が、政党や議会、政府機関と協力し、女性の政治参画拡大に様々な形で貢献している。

- フォーセット協会：力強いキャンペーンとインパクトのあるリサーチの展開
- ジョー・コックス財団：若年女性に対する啓発、女性議員・候補者への暴力やハラスメントの撲滅、女性候補者トレーニング
- 50:50 議会：国会の男女比を50:50とするための対策を政党党首に求める請願をきっかけに運動体として組織化、#AskHerToStand (#彼女に立候補を呼びかけよう)などの注目度の高い複数の超党派キャンペーンを展開

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



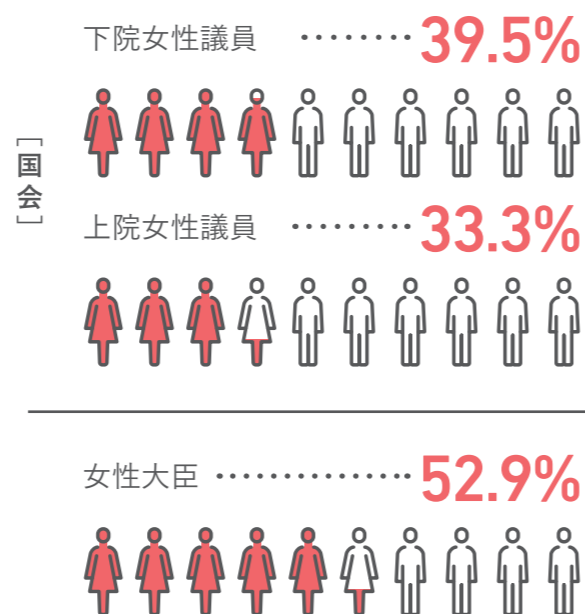
3-2

フランス France

基本データ

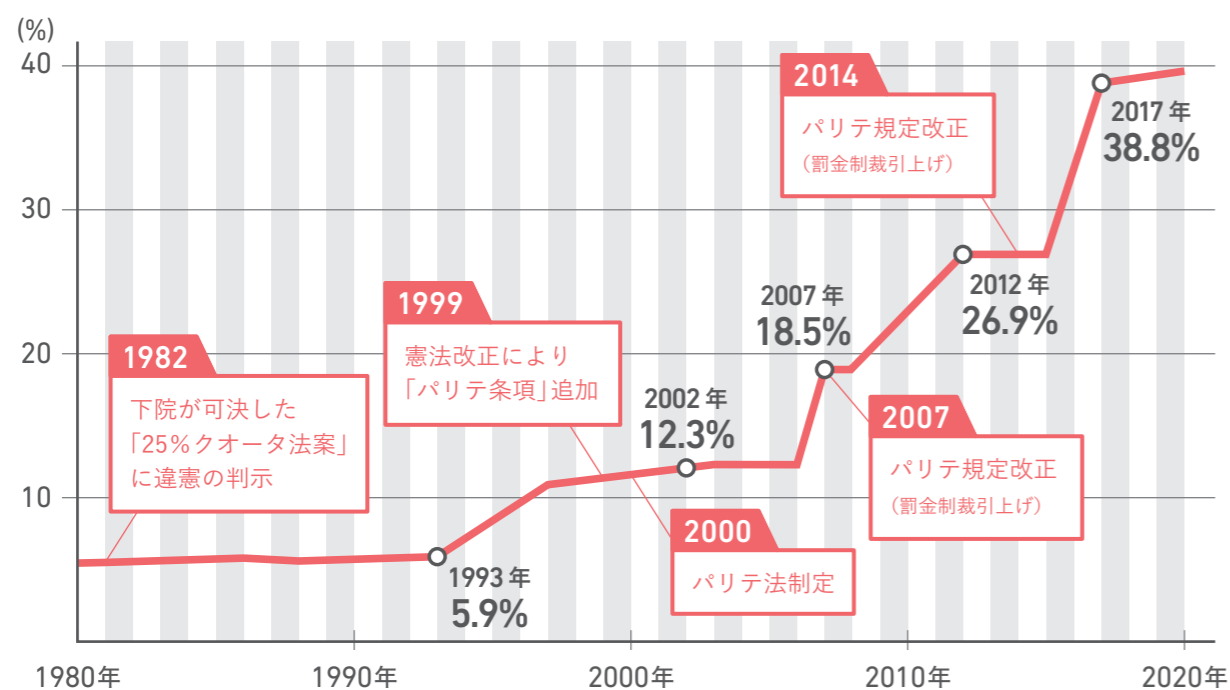
政治体制	第5共和制
議会制度	下院（国民議会 577 議席）と上院（元老院 348 議席）からなる二院制
選挙制度	小選挙区制（下院）
主要政党	共和国前進、共和党、社会党
クォータ制のタイプ	法的候補者クォータ制と政党による自発的クォータ制の併用（パリテ法：2000年～）
女性議員（下院）の割合ランキング	26位 / 191 か国（2020年1月時点）
女性大臣の割合ランキング	10位 / 190 か国（2020年1月時点）

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース（2020年1月時点）

女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



出典：列国議会同盟 (IPU)

女性の政治参画を促す取組



法制度

選挙におけるパリテ規定（憲法の「パリテ条項」、パリテ法）

1980年代にクォータ制に対して違憲判決が下されていたことから、1999年に憲法改正により「パリテ条項」を追加し、2000年にパリテ法を制定した。

- 上院議員選挙では、比例代表制部分について候補者名簿を男女交互方式とする
- 下院議員選挙では、候補者が男女同数（パリテ）ではない場合、男女の候補者の開きの割合に応じて政党助成金を減額（罰金制裁）（これまでに2度改正され、2014年以降、2000年と比較して3倍の罰金が科されるようになった）

各政党の候補者名簿（男女交互）[上院]

1. 女性
2. 男性
3. 女性
4. 男性
5. 女性
6. 男性

or

1. 男性
2. 女性
3. 男性
4. 女性
5. 男性
6. 女性



政党

女性擁立の強い意志表明

【共和国前進】党の最重要事項の一つとしてパリテ推進をアピール（2017年下院議員選挙）。オンラインの公募専用ウェブサイト立ち上げや、求められる能力や盛り込むべき価値観についての情報公開により候補者選定プロセスを明確化し、女性の立候補を呼びかけるビデオメッセージを通じて候補者・当選者の女性が増加（2017年）。

【社会党】党内有力者のイニシアチブにより、50%の女性候補者擁立及び35%の勝てる見込みのある選挙区で女性候補者擁立を宣言（2005年）。
（日本のPTAにあたる保護者アソシアションを通じて候補者を発掘）



議会

女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団（上下両院、超党派）

1999年、上下両院に常設の形で創設された「女性の権利及び男女の機会の平等に関する調査団」は、議員が超党派でパリテをはじめ広くジェンダー平等について議論する場として機能している。女性の権利や男女機会均等に関する政策の情報収集、法案の可否や成立した法律の適用状況について調査・提言を行う。

議会制度の整備

- 議会事務局がセクシュアル・ハラスメントについて議員に対し注意・警告
- 育休・産休取得、市町村議会ではケアワークにかかった費用の払い戻し
- 下院に保育園を設置



公的機関

パリテ監視を行う女男平等高等評議会（HCE）の設置

パリテ法制定のために設置されたパリテ監視委員会（首相直属の諮問機関）の基本的な役割を引き継ぐ形で、政治のパリテに留まらずにより広い男女平等実現のための諮問機関として、2013年に女男平等高等評議会（HCE）として再編成された。市民社会との協議を保障し、女性の権利と平等に関する政治の大方向について、公的議論を活性化するミッションを持つ。パリテ関連法律の評価や改善のための意見書を通じて、法改正あるいは制定のための提言を行い、政府への大きな影響力を持つ。



市民社会

パリテを推進するアソシアション（市民団体）：エルズシ（Elles aussi）

- 政治家を志望する女性向けの研修のほか、女性議員との交流会や市民講座を開いたり、市町村レベルのパリテの実態調査を実施
- 女男平等高等評議会や議会の聴聞を通じ、地域の現場の声を政治的な意思決定の場に届ける

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



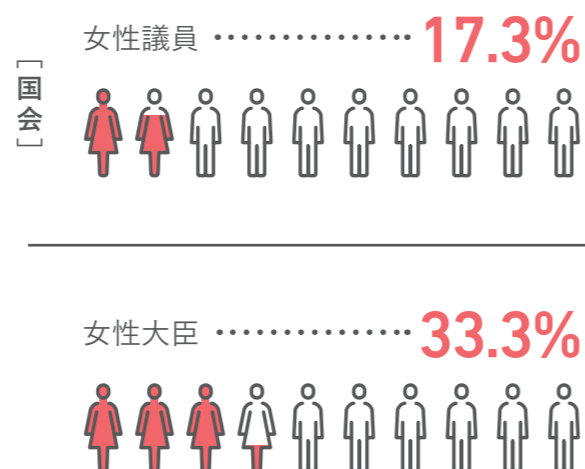
3-3

韓国 Republic of Korea

基本データ

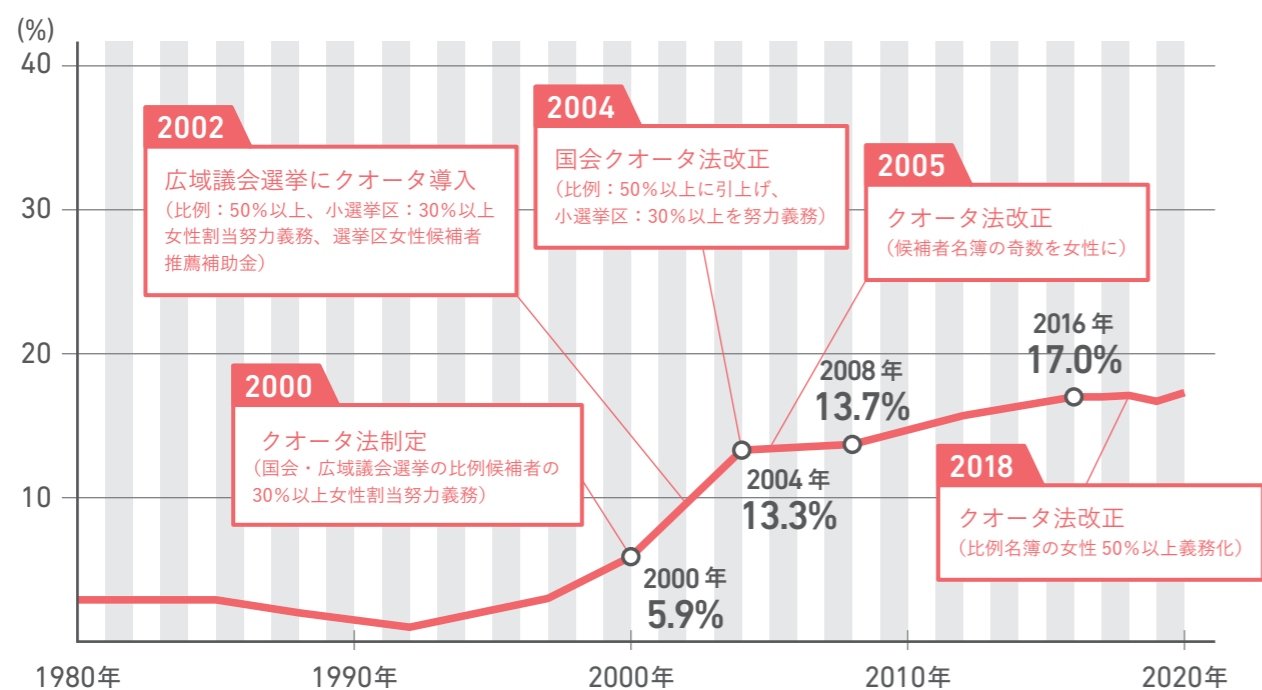
政治体制	共和・憲政制
議会制度	一院制(300議席)
選挙制度	小選挙区比例代表並立制 (小選挙区 253 議席、比例代表 47 議席)
主要政党	共に民主党、自由韓国党、 正しい未来党など
クォータ制のタイプ	法的候補者クォータ制 (公職選挙法、政治資金法)
女性議員(下院)の割合ランキング	124 位 / 191 か国 (2020 年 1 月時点)
女性大臣の割合ランキング	35 位 / 190 か国 (2020 年 1 月時点)

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース (2020 年 1 月時点)

女性の政治参画の経緯 - 女性国会議員の割合の推移と主な出来事 -



出典：2017 年以前は韓国中央選挙管理委員会作成資料「国会議員選挙総覧」。2017 年以降は IPU のデータ

女性の政治参画を促す取組



法制度

法的候補者クォータ制

- 比例代表候補者名簿の 50% 以上、奇数を女性に割り当てる (強制)。
- 小選挙区 (基礎議会は中選挙区) の 30% 以上を女性に割り当てる (努力義務)。
- 各国政選挙区ごとに、地方選挙区の候補者の最低 1 名は女性を推薦しなければならない (強制)。

女性候補者推薦補助金の支給

選挙区の 30% 以上に女性候補者を推薦した政党に有権者数×100 ウォン (約 10 円) が配分される (30% を満たした政党がなければ 15~30%、5~15% を推薦した政党に減額分が配分される)。政党は、女性候補者の選挙費用として使われるように女性候補者に配分する。

女性政治発展基金 (政党交付金の用途制限)

政党交付金の 10% は女性発展基金として使用することが定められている。違反した場合、同額が次の政党交付金から差し引かれる。

選挙運動における性別によるハラスメントの禁止 (罰則規定)

選挙運動中、候補者に対して性別を理由に差別的な発言や貶める行為を禁じ、違反した場合は 1 年以下の懲役又は 200 万ウォン (約 20 万円) 以下の罰金が課せられる。選挙期間中、中央選挙管理委員会がサイバー・ハラスメントを含めて監視を行う。



政党

党本部の最高意思決定機関や党内組織における女性枠 (クォータ) の設置

- 最高委員のうち、少なくとも 1 人を女性とする (共に民主党、未来統合党)
- 副代表 (3 人) のうち 1 人は女性とする旨を規定 (正義党)
- 党の選挙管理委員会の 15 人の委員のうち、5 分の 1 以上は女性とする (共に民主党)

女性局以外に、常設部署として女性リーダーシップセンターや特別委員会を設置

例：候補者の発掘や支援を行う「女性政治参画拡大委員会」(共に民主党)

女性候補者に対する支援策

- 女性候補者への得票率の加算制度 (例：予備選における 25% 加算 (共に民主党))
- 女性候補者優先区 (例：未来統合党)



議会

前・現職議員から構成される女性議員ネットワークの設置 (韓国女性議政、2013 年)

超党派の前・現職議員ネットワーク。国会議長の傘下団体として登録され、国会の予算で運営される。法案の発議、討論会、リーダー育成、資料集発刊、公聴会開催などに取り組む。



市民社会

女性の政治参画を専門領域とする女性団体「女性政治勢力連帯」と韓国の女性団体連帯組織を中心とするロビー活動。こうした女性団体が女性議員の主な出身母体の一つとなっている。

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



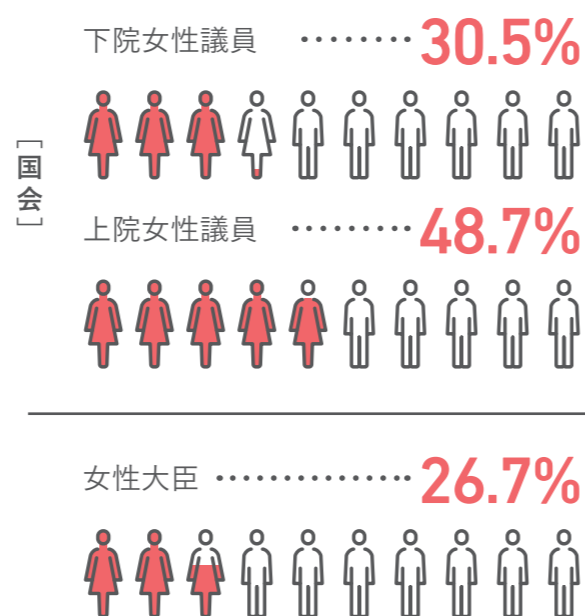
3-4

オーストラリア Australia

基本データ

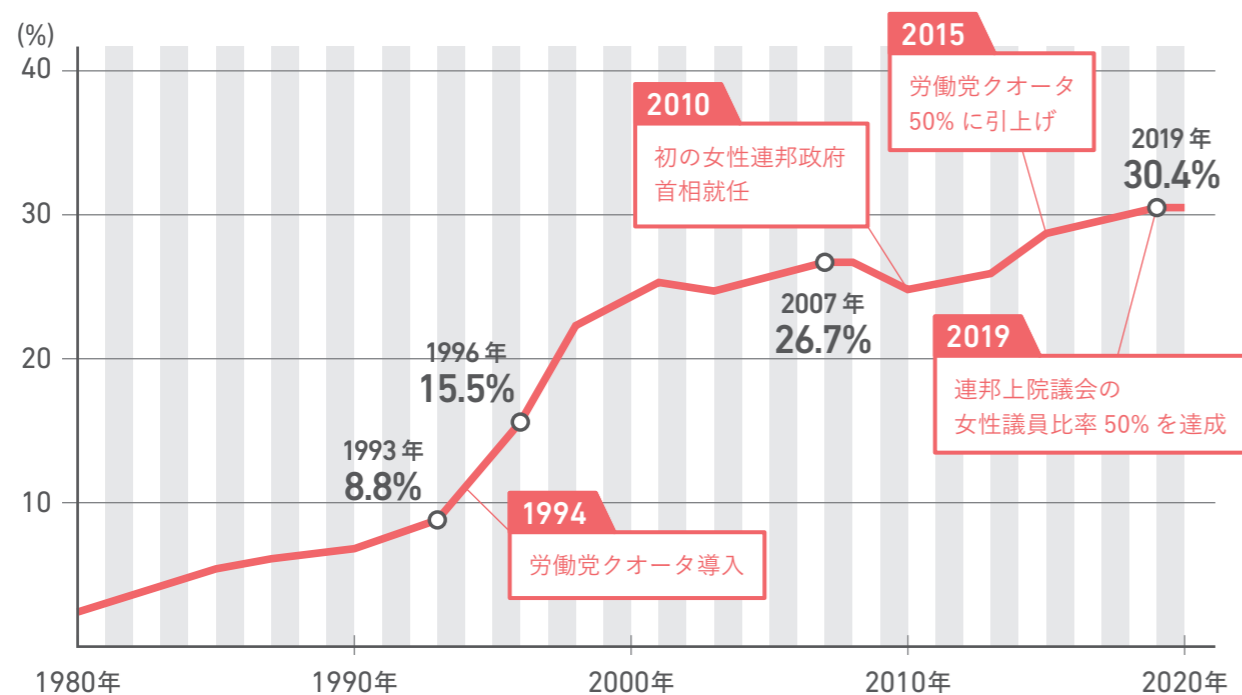
政治体制	立憲君主制、議院内閣制
議会制度	下院（151議席）と上院（76議席）からなる二院制
選挙制度	小選挙区制（下院） 比例代表（州単位）制（上院）
主要政党	自由党・国民党連合、労働党、 緑の党など
クォータ制のタイプ	政党による自発的クォータ制
女性議員（下院）の割合ランキング	51位 / 191か国 （2020年1月時点）
女性大臣の割合ランキング	55位 / 190か国 （2020年1月時点）

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース（2020年1月時点）

女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



出典：議会作成資料（2017）、2017年以降は IPU のデータ

女性の政治参画を促す取組



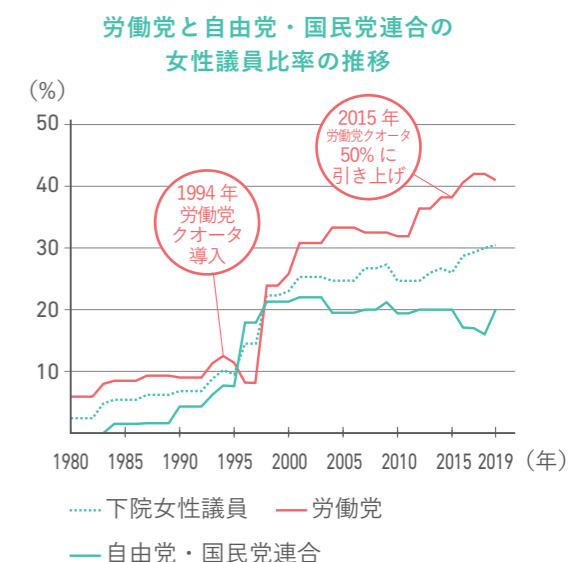
政党

政党による自発的クォータ制（段階的引き上げ）

【労働党】1994年に女性候補者の比率を35%とする党クォータ制を導入し、2002年に40%、2015年に50%と段階的に比率を引き上げてきた。2025年までに候補者の女性比率を50%達成を目指している。

女性候補者支援

【労働党、自由党】各党がメンタリングや、ネットワーキング、スピーチなどに関する能力強化を通じた女性候補者支援を行っている。



議会

議員活動との両立支援

- 議会内に託児所を設置
- 乳幼児の議場入場可能（2016年2月下院、11月上院）
※上院では2003年より授乳目的で容認
- 産休・育休の男女議員の票を反対意見の議員の票とペアにして、投票数を相殺するペアリング
- 子育て中の代理投票を申請可能に（下院）
- 会議時間の適正化（下院は月曜～水曜は20時まで、木曜は17時まで）



市民社会

ウィメン・フォー・エレクトション・オーストラリア

(Women for Election Australia)

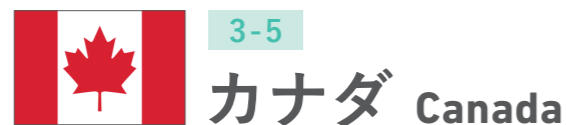
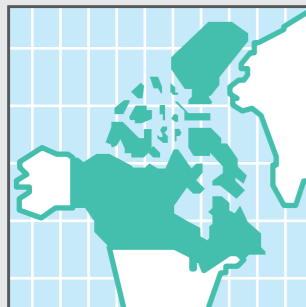
ワークショップやキャンペーンの開催、調査活動により、女性の政治参画の重要性に関する意識向上を図り、立候補に限らず広く政治への参画を促している。男性・大学生など若者を巻き込んだすそ野の広い活動を展開。

エミリーズ・リスト・オーストラリア

(EMILY's List Australia)

1996年に設立された労働党系独立団体。組織名のエミリー (EMILY) は、「早期の初期投資はイースト菌のように大きな成果をもたらす」(Early money is like yeast) の頭文字から付けられた。団体が承認した女性候補者に対し、初期資金提供や寄付集めのほか、元・現職議員によるメンタリング、デブリーフィング（報告を聞いてもらうこと）、キャンペーン支援、研修等にも力を入れて包括的な支援を提供している。支援を受ける条件の一つに、女性の自己決定権を尊重し中絶を認める立場（プロチョイス）をとることがある。労働党内のジェンダー政策に対するモニタリング・提言も行う。

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況

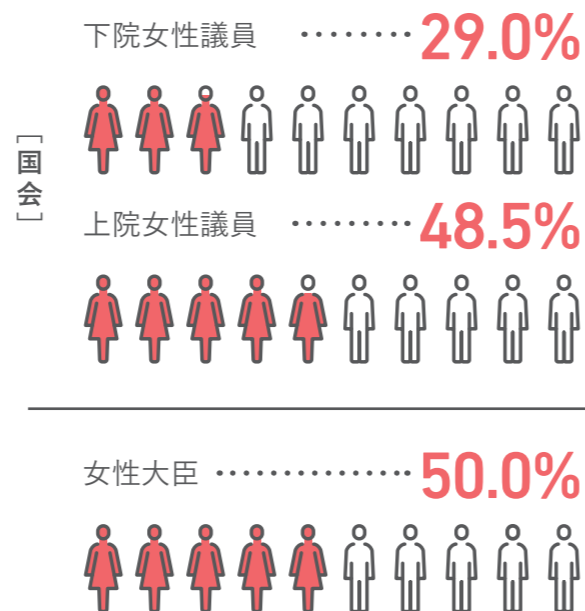


3-5

基本データ

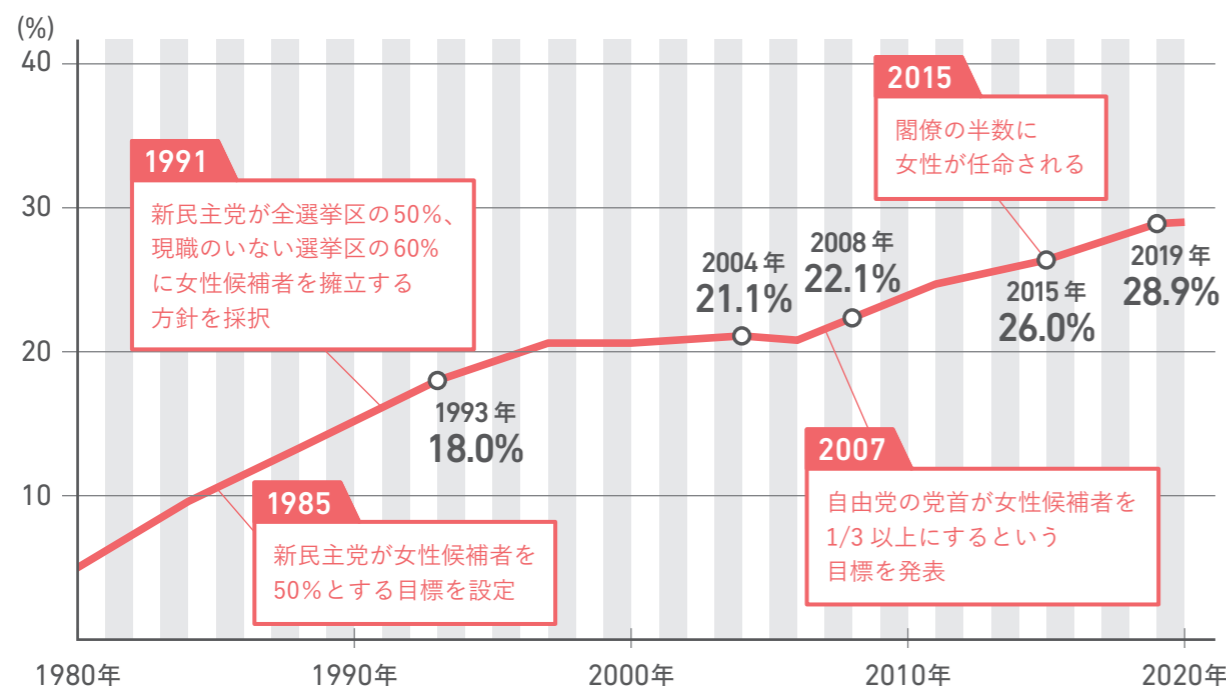
政治体制	立憲君主制
議会制度	下院（338議席）と上院（105議席、非公選）からなる二院制
選挙制度	小選挙区制（下院）
主要政党	自由党、保守党、ブロックケベコワ、新民主党など
クォータ制のタイプ	政党による自発的クォータ制
女性議員（下院）の割合ランキング	58位 / 191か国（2020年1月時点）
女性大臣の割合ランキング	11位 / 190か国（2020年1月時点）

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース（2020年1月時点）

女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



出典：2011年までのデータはカナダ議会作成資料（2013）「Women in Parliament」。2015年と2019年のデータは市民団体であるイコール・ボイスのウェブサイト

女性の政治参画を促す取組



政党

女性候補者の比率に関する目標設定と指名規則の強化

【新民主党】

- 女性、性的マイノリティ、その他の過少代表グループの候補者比率の目標を設定（全選挙区、勝ち目がある選挙区、現職が引退する選挙区）
- 選挙区で女性・マイノリティ候補者を探すよう規則で定める

【自由党】

- 選挙区で女性及び住民の多様性を反映した候補者を探すよう規則で定める

女性候補者向けの研修やメンター制度、政治資金支援の提供

（自由党、新民主党、緑の党）



首相

閣僚の任命

首相が閣僚の半数に女性を任命（2015年、2019年の2期連続）。

上院議会議員の任命

任命制の上院議会で空席が出た場合には、男女比が50%ずつになるように首相が女性議員を推薦（首相の助言に基づき総督が任命）。



議会

女性の地位常任委員会の設置（下院）

- 女性の政治参画推進に関する調査（2019年）など、ジェンダーに関連する法案の審議や関連分野の調査などを実施

ハラスメント防止に関する議会行動規範

- 職場におけるハラスメントの防止と解決に関する方針（上院、2009年）
- （議員・議会役職者とスタッフ間の）ハラスメントの防止と対処に関する方針（下院、2014年）
- 議員間のセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範（下院、2015年）

連邦議員の育児休暇制度の導入（2019年）



行政府

市民団体に対する支援

女性・ジェンダー平等省が女性の政治参画を支援する市民団体に助成金を提供。



市民社会

イコール・ボイス (Equal Voice)

- メディアを活用した、女性の政治参画の状況と課題に関する戦略的な情報発信と市民の啓発（各党の女性候補者比率や女性候補者支援策を定期的に比較することで政党の自主的な努力を促進）
- 若い世代の女性・女性候補者・議員に対する政治教育、技能向上のための研修、ネットワーク支援
- ジェンダー平等を推進する政策を実現するため、超党派の取組を支援

3. 主要国における女性の政治参画の現状と取組状況



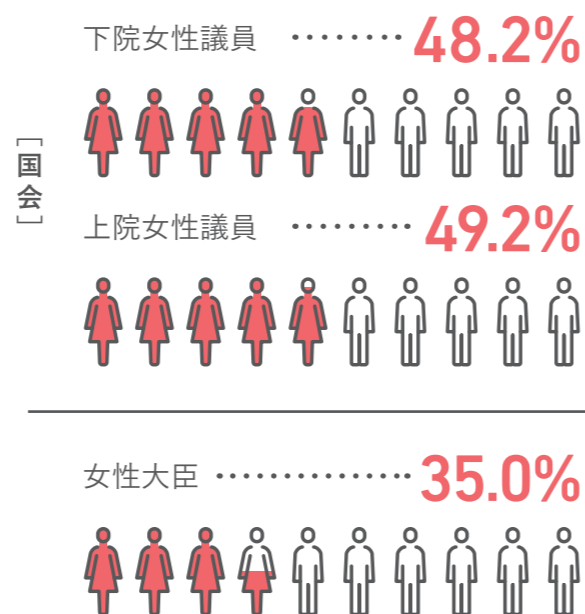
3-6

メキシコ Mexico

基本データ

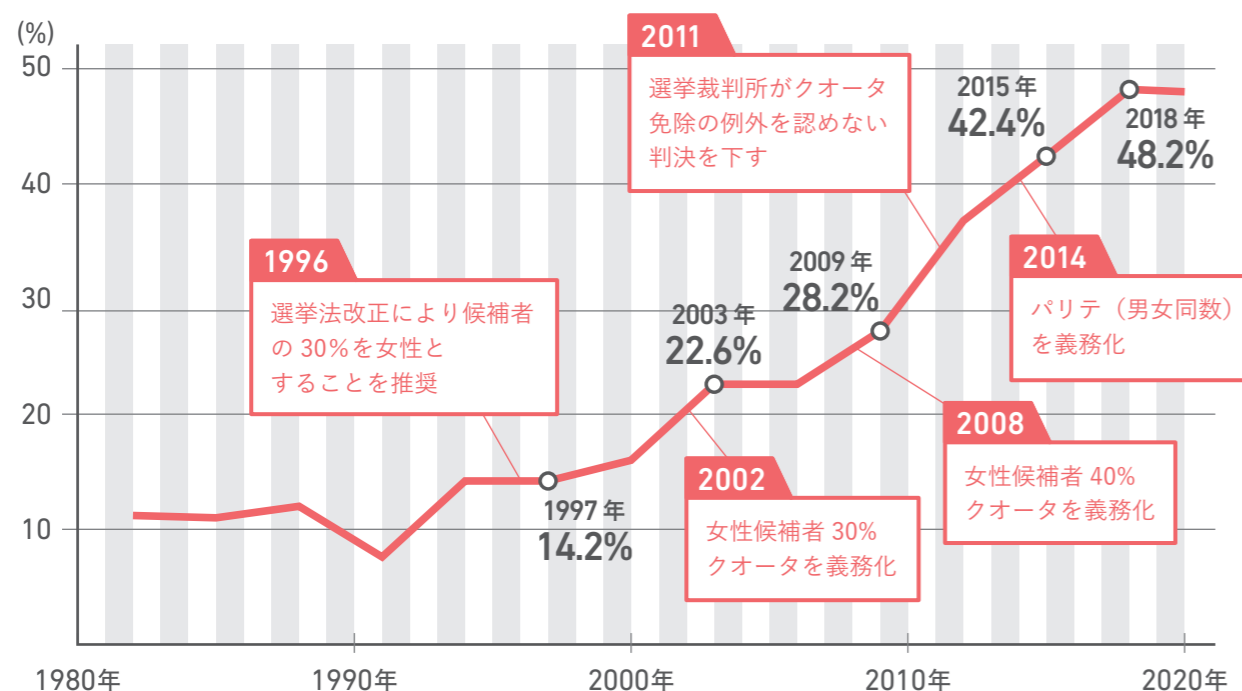
政治体制	立憲民主制、大統領制
議会制度	下院（500議席）と上院（128議席）からなる二院制
選挙制度	下院：小選挙区制（300議席）、比例代表制（200議席） 上院：相対多数制（32州各3議席） 比例代表制（全国一区32議席）
主要政党	国家再生運動、労働党、社会結集党による与党連合、国民行動党、制度的革命党など
クォータ制のタイプ	法的候補者クォータ制（2002年30%、2008年40%、2014年50%）
女性議員（下院）の割合ランキング	5位 / 191か国（2020年1月時点）
女性大臣の割合ランキング	34位 / 190か国（2020年1月時点）

女性の政治参画の状況



出典：IPU・UN Women (Women in Politics: 2020) 及び IPU データベース（2020年1月時点）

女性の政治参画の経緯 - 女性議員（下院）の割合の推移と主な出来事 -



出典：列国議会同盟 (IPU)

女性の政治参画を促す取組



法制度

法的候補者クォータ制の義務化と段階的な引上げ

2002年に女性候補者30%クォータが義務化された後、40%（2008年）、50%（2014年）と比率が段階的に引き上げられた。

政党助成金

政党助成金の3%を女性の能力強化に充てる。用途については国家選挙管理機構が監査を行い、不適切に使用された金額の150%を罰金として徴収する。



議会

ジェンダー平等委員会の設置

上院と下院にそれぞれジェンダーや女兒・女性にかかわる法案を協議する「ジェンダー平等委員会」を設置。委員は上院約15人、下院約30人でほぼ全員女性。ジェンダー平等を啓発するイベントやシンポジウムも実施。



議員

政党横断的なネットワーク「多様な女性たち」

各党内で女性たちがクォータ制の導入を訴えたが、党内の男性からの抵抗があったため、女性議員たちが政党横断的に連帯し、ジャーナリスト、弁護士、公務員、研究者などとともに、インフォーマルなネットワーク「多様な女性たち」を結成して、クォータの法制化を推進した。パリティ導入後も、参加者は多様な立場からアイデアを出し合い、メディアも活用して、議会内で男女共同参画をリードする女性議員たちを支えている。



司法機関

選挙裁判所による積極的な司法判断

クォータが確実に守られるよう、抜け道を利用してクォータを守らない政党には違法判決を下すなど、女性の政治参画を推進するための司法判断を積極的に行ってきた。クォータ免除の例外を認めない2011年判決を通じて、2014年憲法改正によるパリティ実現への道を開く。

国家選挙管理機構

各政党に候補者名簿を提出させ、女性候補者が半分に達していない場合、不足人数分の選挙区に候補者を立てさせない措置をとる。2014年の憲法改正後は、女性候補者の選挙区分布を調査し、各政党が得票率が低い選挙区に集中的に女性候補者を擁立していないか検証し公表する。

女性の政治参画監視機構

選挙裁判所、国家選挙管理機構、国家女性庁が共同で「女性の政治参画監視機構」を設置。女性議員や有識者も出席する定期的な会合を開催。政党の選挙活動支出や政治家のメディア露出における男女比など、パリティの観点から検証し公表する。

全公的部門におけるパリティの適用

2014年の50%クォータ（パリティ）を定める規定の下で当選した多くの女性議員たちによる「すべてにパリティ」(Parite en Todo) の掛け声のもと、2019年6月全公的部門にパリティを適用する憲法改正が行われた。これにより、パリティの原則はメキシコの立法府だけでなく行政府、司法府においても、そして連邦や州だけでなく、自治体レベルでも義務化されることとなった。



公的機関





4. 女性の政治参画促進のための効果的な取組事例

4-1 クォータ制の取組

女性の政治参画を促進するためのクォータ制は、以下の3つに分類される。







 憲法又は法律の いずれかによる 議席割当制	 憲法又は法律の いずれかによる 法的候補者 クォータ制	 政党による 自発的な クォータ制
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 法的候補者クォータ制を導入している主な国の取組

 フランス 女性議員の割合 39.5% [下院] 33.3% [上院]	パリテ法により、各政党に対し、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。下院議員選挙では、男女の候補者の割合が50%から離れるほど政党助成金が減額される。上院議員選挙では、候補者名簿に男女を交互に登載することとされている。
 メキシコ 女性議員の割合 48.2% [下院] 49.2% [上院]	憲法において、各政党が擁立する候補者に対してパリテ（男女同数）が義務付けられている。上院・下院共に、比例名簿の順位を男女交互とし、選挙の度に女性と男性を交互に名簿の1位にしている。
 韓国 女性議員の割合 17.3% [一院制]	公職選挙法により、国会及び地方議会選挙の比例代表候補者の50%以上を女性とし、候補者名簿の順位の奇数を女性とすることを義務付け、小選挙区は選挙区の30%以上に女性を推薦することが努力義務とされている。罰則規定は比例代表のクォータと地方選挙の選挙区のみ適用（例外条項あり）。
 イタリア 女性議員の割合 35.7% [下院] 34.4% [上院]	選挙法により、上院・下院の比例代表は、候補者名簿を男女交互に登載すること、名簿の筆頭候補者の性別は一方の性が60%を超えてはならないこと、小選挙区は一方の性が候補者の60%を超えてはならないことが規定されている。

出典：列国議会同盟（IPU）（2020年1月現在）、民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）

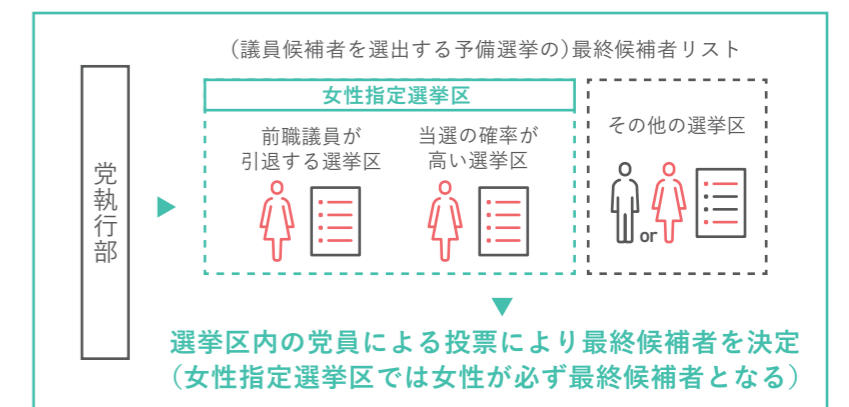
● 政党による自発的なクォータ制を導入している主な国の取組

 イギリス 女性議員の割合 33.8% [下院] 27.2% [上院]	【労働党】 当選の可能性が高い選挙区において、予備選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定する「女性指定選挙区（All Women Shortlists）」制度を導入（1993年）。
 オーストラリア 女性議員の割合 30.5% [下院] 48.7% [上院]	【労働党】 1994年に候補者名簿の女性の比率を35%とするクォータ制を導入。2002年に40%、2015年に50%に引き上げ（2025年までに達成を目指す）。
 カナダ 女性議員の割合 29.0% [下院] 48.5% [上院]	【新民主党】 1985年に候補者名簿の50%を女性とする目標を設定。1991年に全選挙区の50%、現職のいない選挙区の60%に女性候補者を擁立する方針を採択。
 ノルウェー 女性議員の割合 41.4% [一院制]	候補者名簿における男女の割合を40%以上とするクォータ制を導入（左派社会党（1975年）、中央党（1989年）、キリスト教民主党（1993年））。 【労働党】 1983年に候補者名簿における男女の割合を50%とし、上位2名には男女双方を含める。
 ドイツ 女性議員の割合 31.2% [下院] 36.2% [上院]	【社会民主党】 1990年に候補者名簿の女性割合を25%以上とするクォータ制を導入し、1994年に3分の1へ、1998年に40%へと段階的に高めている。 【キリスト教民主同盟】 1996年に候補者名簿の3分の1とするクォータ制を導入。 【左派党】 候補者名簿の上位2名を女性とし、それ以降は男女交互となるようにする。
 スウェーデン 女性議員の割合 47.0% [一院制]	【社会民主党】 1993年に候補者名簿の登載順を男女交互とする仕組みを導入。 【左翼党】 1993年に候補者名簿の最低50%を女性とするクォータ制を導入。 【環境党】 1997年に候補者名簿の女性数を全体の50%±1名の範囲内とするクォータ制を導入。

出典：列国議会同盟（IPU）（2020年1月現在）

● イギリスの事例：女性指定選挙区（All Women Shortlist）

当該政党にとって「当選の可能性が高い」選挙区において、選挙区内の党员による予備選挙のための候補者リストを女性に限定する制度。1993年に労働党が導入し、2002年には現職議員が引退する議席（選挙区）にも適用する仕組みを再導入した。



4-2 公的政治資金の活用

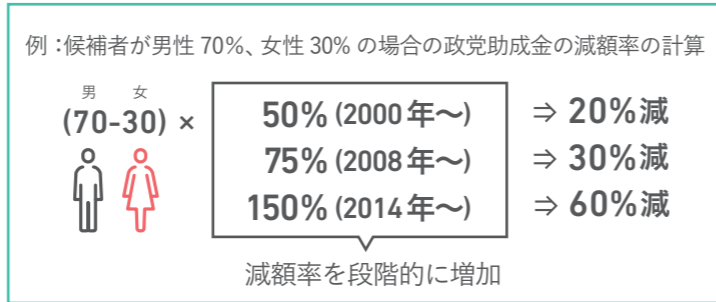
女性議員を増やすことを目的に公的な政治資金（政党助成金制度）を導入しているのは、世界180か国中32か国である。

分類	内容	適用している国
①適格性に基づくタイプ	事前に設定した女性比率を超えた場合に助成金を受け取れる等の仕組み	5 各国
②配分に基づくタイプ	女性候補者・議員比率に応じて配分額を増加させるか、あるいは数値目標との差に応じて配分額を増減させる仕組み	13 各国 (フランス等)
③用途制限をかけるタイプ	用途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されている仕組み	6 各国 (メキシコ等)
①と③の併用型	—	2 各国
②と①の併用型	—	1 各国
②と③の併用型	—	5 各国 (韓国等)

出典：民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）「政党助成金データベース」（2018年）

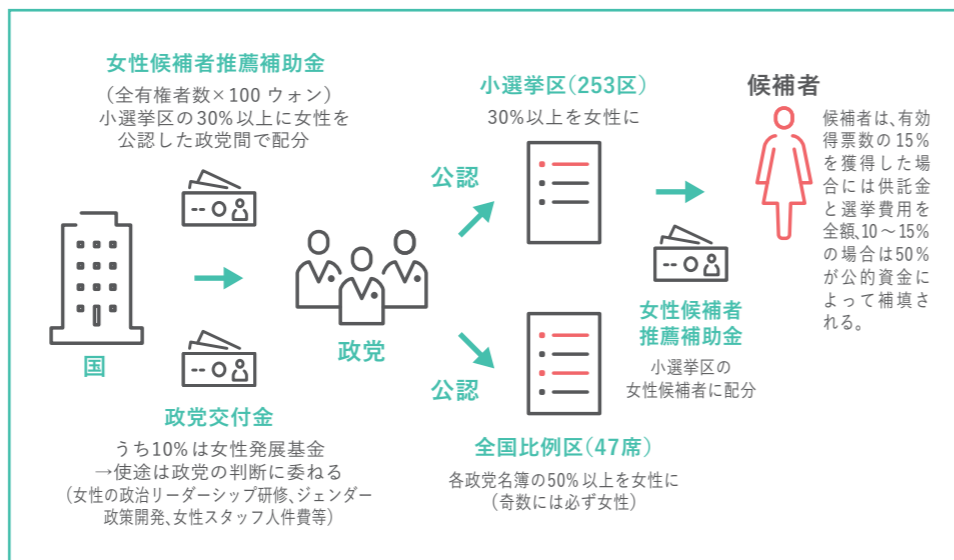
● フランスの事例： 奨励型の緩やかなパリテ （②配分に基づくタイプ）

下院議員選挙（小選挙区制）において、各政党の選挙候補者の男女差が2%以上の場合、政党助成金を減額する。



● 韓国の事例：「女性候補者推薦補助金」と「女性政治発展基金」（②と③の併用型）

小選挙区の30%以上に女性を公認した政党間で配分する「女性候補者推薦補助金」（②配分に基づくタイプ）と、政党交付金の10%にあたる「女性政治発展基金」（③用途制限をかけるタイプ）の2種類の女性議員を増やすための公的政治資金が導入されている。



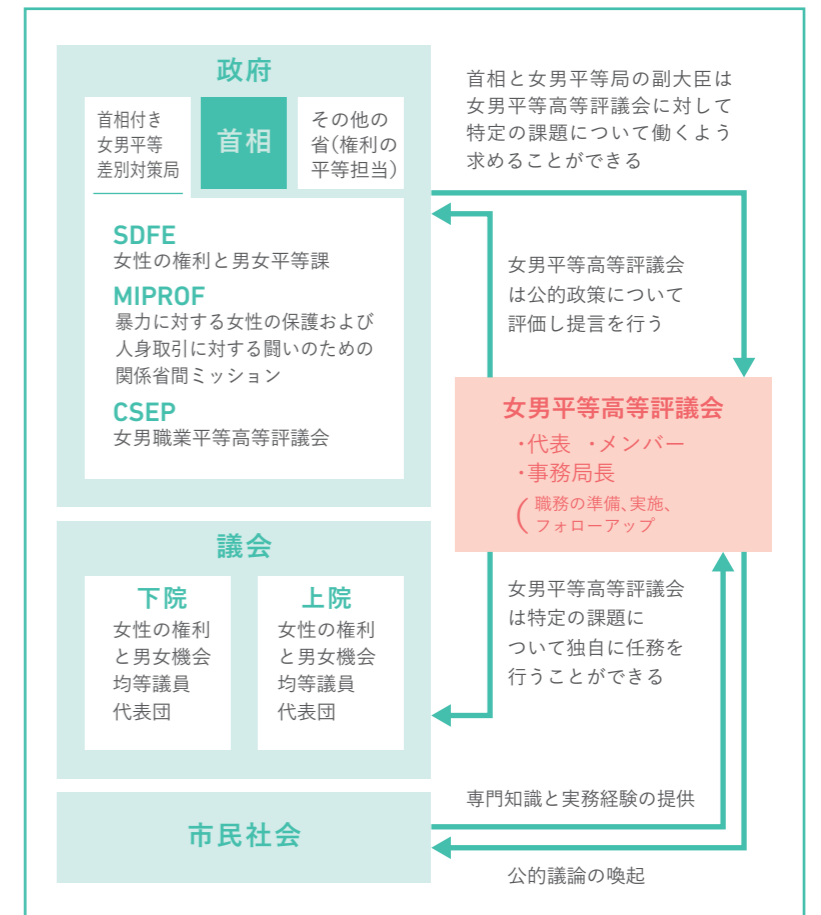
● メキシコの事例：政党助成金の用途指定（③用途制限をかけるタイプ）

2006年に政党助成金の2%を女性のための研修に使うことが義務化され、2014年には3%に増額された。用途については国家選挙管理機構が監査し、違反には罰金を課す。

4-3 監視機構

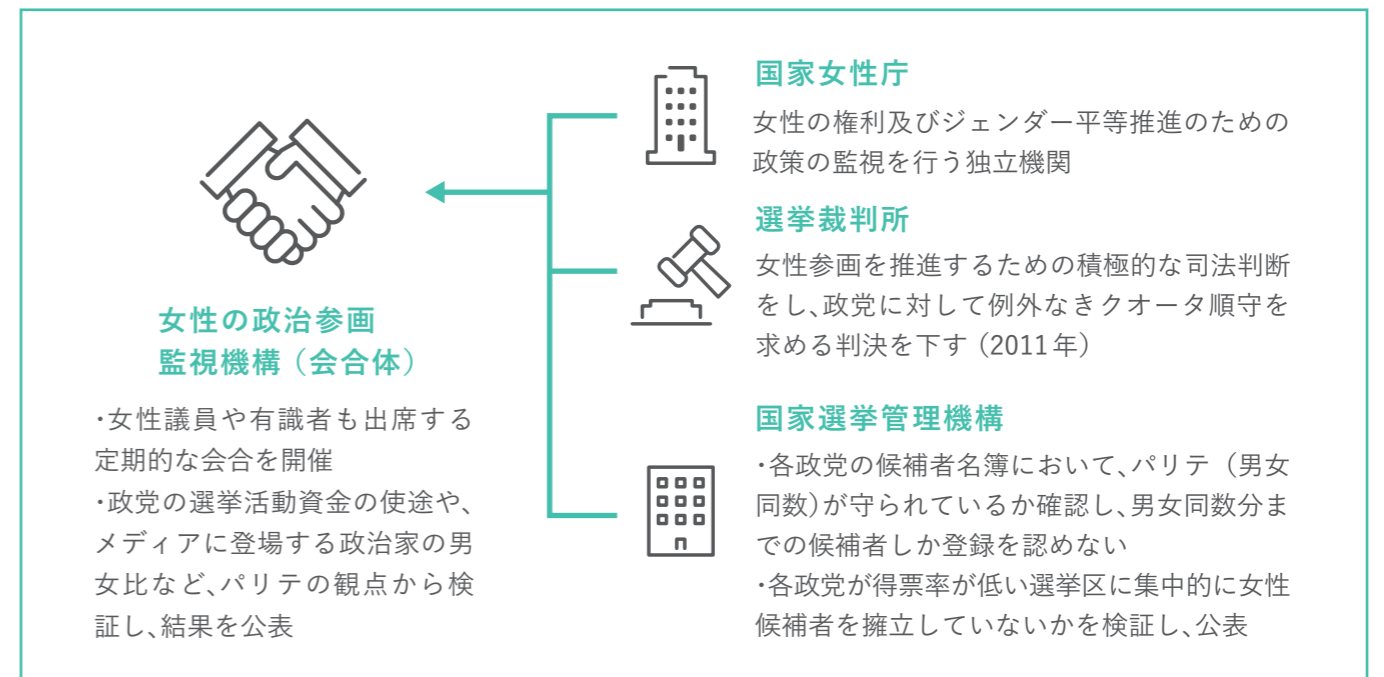
● フランスの事例： 女男平等高等評議会

2013年、「女性の権利と平等に関する政治の方向性について、公的議論を活性化するミッションを持つ」諮問機関として、パリテ監視委員会が女男平等高等評議会（HCE）に再編された。パリテを含む5つの部門が置かれ、議員や学識者、行政機関などが無報酬のメンバーとして首相により任命される。パリテ部門は、2013年から2018年までの6年間で、パリテ関連法律に関する78の意見書を提出し、その40%以上が法案化に結び付いており、政府に対して高い影響力を有している。その要因として、HCEが公的な議論を引き起こしうるタイミング（関連法案の審議など）を見計らって、評価書や報告書を提出していることが挙げられる。



● メキシコの事例：女性の政治参画監視機構

選挙裁判所（選挙に関する法的問題における司法権上の最高権威）、国家選挙管理機構（市民代表のみが投票権を有する独立組織）、国家女性庁（独立行政機関）が共同で「女性の政治参画監視機構」を設置。連邦・地方レベルにおいてパリテ（男女同数）が守られているか監視している。



4-4 政党による女性候補者支援

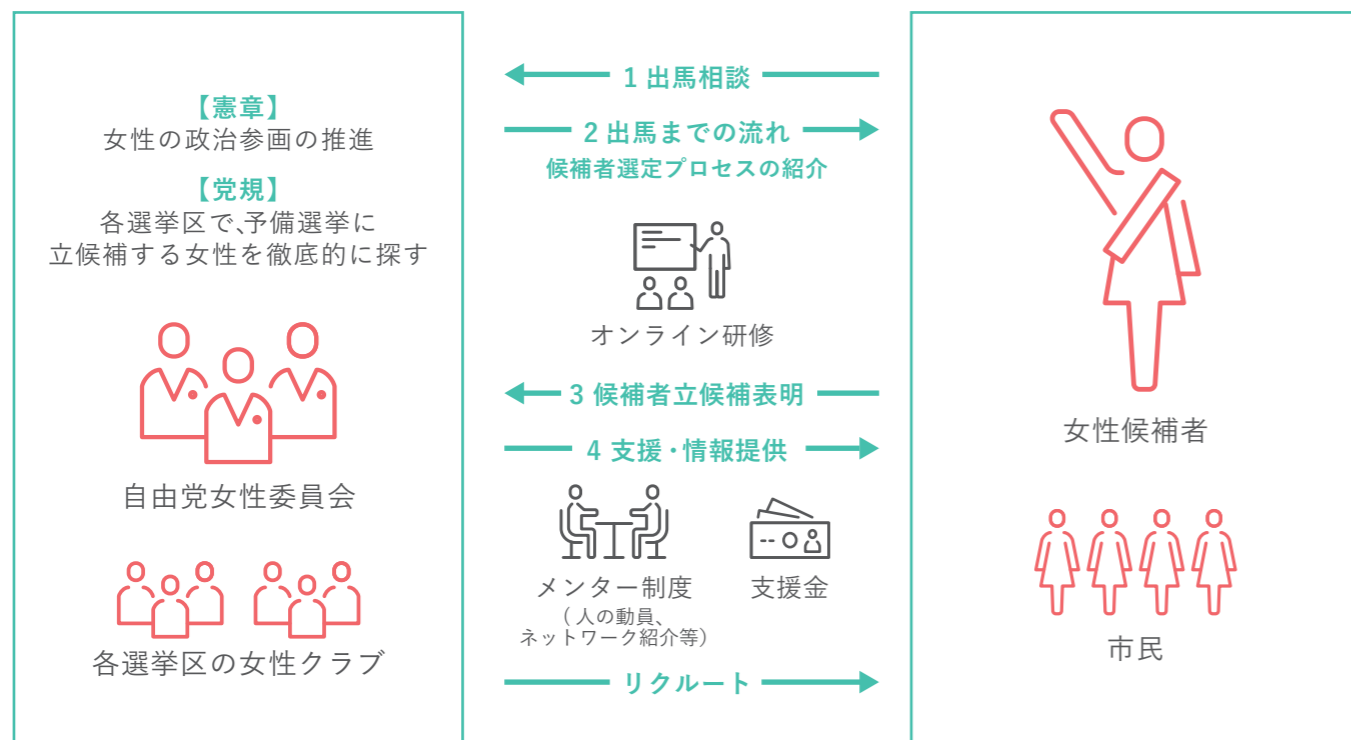
● イギリスの事例（労働党）

女性党員の育成・訓練のための労働党女性ネットワーク (Labour Women's Network) を土台として、ジョー・コックス財団* と協力し、2016 年から5年間のジョー・コックス・リーダーシップ・プログラム (Jo Cox Leadership Programme) を実施している。女性党員が候補者となったり、選挙区労働党や労働党支部での活動においてリーダーシップを発揮したりするために必要なパブリック・スピーキングや管理業務などの訓練のほか、より一般的に女性党員を支援することを目的としている。対象となるのは、「中間層」レベルの女性党員、すなわち戸別訪問への参加や選挙区労働党、労働党支部などで役職を務めるなど、党活動に関して一定程度の経験を有する女性党員である。選出された党員は、4つのセッションからなる5か月間の無料トレーニングを受ける。4つのセッションのうち1回は合宿形式で行われ、参加者たちは問題を共有し、ネットワークを構築する機会を得ることができる。実際に参加者たちは、トレーニング終了後もコンタクトを取り続け、相互に助け合う形でそれぞれの選挙区労働党や支部での活動に取り組んでいる。

*2016年6月、EU 離脱をめぐる国民投票のキャンペーン期間中に刺殺された労働党の女性議員(ジョー・コックス)を記念する財団。

● カナダの事例（自由党）

女性党員がメンバーとなる女性委員会 (NWLC) を 1973年に創設し、党外の女性運動とネットワークをもちながら女性候補者のリクルートを行うほか、研修、メンター、財政支援等を提供している。選挙区ごとに設置された女性クラブのメンバー (ボランティア) が立候補を考える相談者に研修や支援制度を紹介し、相談に乗る。女性候補者のための基金を設立し、選挙活動資金として女性候補者1人当たり1,000カナダドル(約86,000円)を供与する。



4-5 政治分野における女性へのハラスメント・暴力への対策

女性議員に対する暴力等の解決策に関する列国議会同盟 (IPU) の提言

- ☑ 議会における女性に対する暴力、性差別、嫌がらせを防止するための法律の制定
- ☑ 効果的で機密性の高い苦情調査・処理のメカニズムの構築、相談ホットラインの設置
- ☑ 調停、内部フォローアップ調査体制の構築
- ☑ 議会の対応方針の強化、女性議員間の連帯
- ☑ 議会の規則、行動規範、倫理規定、ガイドライン等において、不適切な行為やハラスメントの防止等について明確な定義を持ち、議員・議会スタッフへの適用を明記
- ☑ 嫌がらせや暴力の被害者への支援・カウンセリングサービスの提供
- ☑ 予防と意識啓発、職場での研修等の機会の提供
- ☑ 国会議員とその職員の安全を確保するための、議会のセキュリティ強化
- ☑ オンラインやその他の形態のサイバー・ハラスメントへの対応
- ☑ 議会内での取組の定期的な監視、その有効性についての評価

出典：列国議会同盟 (IPU) 報告書「ヨーロッパの議会における女性への性差別、ハラスメント、そして暴力」(2018年) 及び「議会における女性への性差別、ハラスメント、そして暴力」(2016年)

● メキシコの事例：政治分野におけるジェンダーに基づく女性への暴力に取り組む議定書 (2016年)

ジェンダー暴力を定義した上で、司法府や行政機関が果たすべき役割を特定し、被害が生じた場合の相談、訴追、保護プロセスを定めることで、司法・行政機関の職員がジェンダー暴力に対する共通認識を構築し、機関横断的に効果的に調整・連携して被害者を保護できるようにすることを目的としたガイドライン。ジェンダー暴力の存在をまず正面から認めることを重視し、その上でこれに含まれるものとして、圧力、糾弾、ハラスメント、抑圧、嫌がらせ、差別、脅迫、自由や生命の剥奪などを例示することで、既存の法律にさらに明瞭な罰則を追加するよう促すものである。

● カナダの事例：セクシュアル・ハラスメントに関する行動規範 (2015年)

2015年、議院運営委員会の下に設置された小委員会が起草したもので、議員間のセクシュアル・ハラスメントの訴えを裁定する新しい行動規範を採択し、議事規則の附則として加えられた。同規範はセクシュアル・ハラスメントの禁止を定め、議員にセクシュアル・ハラスメントのない職場環境への貢献を約束する宣誓書を議会の人事責任者に提出することを求める。実際にセクシュアル・ハラスメントが起きた場合の告発と調査、解決の手続きを定めている。

● 韓国の事例：選挙運動における性別等によるハラスメントの禁止 (罰則規定)

公職選挙法第110条により、選挙運動のために、性別等を理由に公的に差別的な発言や貶めたり、屈辱してはならないとしている。違反した場合は、1年以下の懲役又は200万ウォン(約20万円)以下の罰金が課せられる。中央選挙管理委員会は、選挙の60日前から選挙後10日後までの間、サイバー・ハラスメントを含めた法律に違反する行為に関する証拠の収集や調査活動を行う。

4-6 議会における議員活動と家庭生活の両立支援

列国議会同盟 (IPU) の提言

行動分野4: ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善

- ☑ 審議を短縮して対応する週を定める、審議開始時刻を早める、遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程を合わせるなどして、審議時間を調整することにより、議員が選挙区で家族と過ごせる時間を増やす。
- ☑ 議会内に託児所やファミリールームを設け、会期中も家族と過ごせるようにする。
- ☑ 子どもが誕生した際には、男性議員も女性議員も育児休暇を取得できるようにする。
- ☑ 長期育児休暇が実施できない場合に、公務上の理由に加え、育児休暇を審議日程に欠席する正当な理由として認めるなどの代替案を検討する。
- ☑ 授乳中の議員が審議に出席しなくてよいように、代理投票やペアリング制度を利用できるようにする。



行動分野6: 政党がジェンダー平等の擁護者となるよう奨励する

- ☑ 家庭における役割と重ならないような会議日程を組む。
- ☑ 家庭での役割を果たせるよう会議の予定時刻を厳守する。

出典: 列国議会同盟 (IPU) 「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」(2017年)

●イギリスの事例:

「ジェンダーに配慮した議会」のためのIPU監査

女性参政権100周年に際し、2018年、列国議会同盟 (IPU) がイギリスの上院・下院の委員会に対し、ジェンダーに配慮した議会のための監査結果を取りまとめた。

「ジェンダーに配慮した議会」のための提言内容

- ☑ 議会カレンダーの事前通知
- ☑ 議会の休業日の調整
- ☑ 効率的な時間の使い方の検討
- ☑ 子どもと家族のための議会方針
- ☑ 幼児の授乳の許可
- ☑ ファミリールームの設置

●オーストラリアの事例

- ・議会内に託児所を設置
- ・乳幼児の議場入場可能 (2016年2月下院、11月上院) ※上院では2003年より授乳目的で容認
- ・産休・育休の男女議員の票を反対意見の議員の票とペアにして、投票数を相殺するペアリング
- ・子育て中の代理投票を申請可能に (下院)
- ・会議時間の適正化 (下院は月曜～水曜は20時まで、木曜は17時まで)

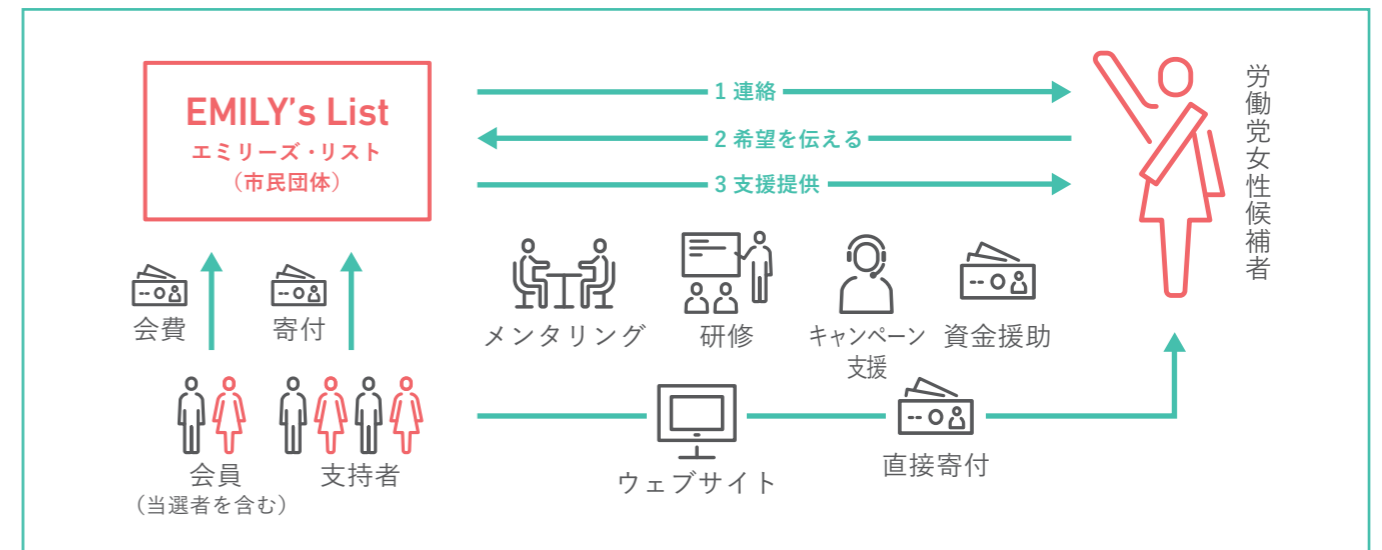
●カナダの事例

- ・保育所の設置 (1982年)
- ・議長が子連れ登院を容認 (2012年)
- ・出産・育児休暇制度 (議事の欠席に関する規則変更、2019年6月下院)

4-7 市民社会の取組

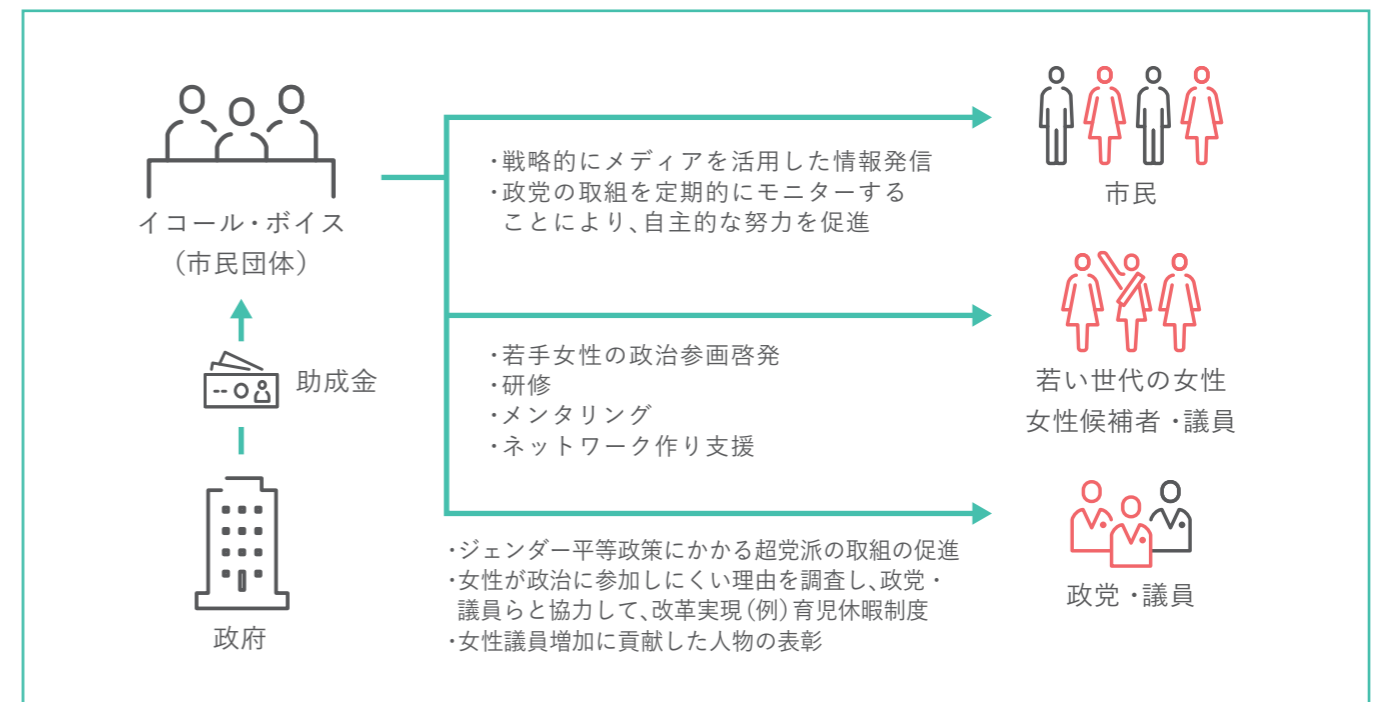
●オーストラリアの事例: エミリーズ・リスト・オーストラリア (EMILY's List Australia)

アメリカの団体を参考に、1996年に設立された労働党系の独立団体。団体が承認した女性候補者に対し、初期資金の提供や資金集めのほか、メンタリング、デブリーフィング (報告を聞いてもらうこと)、キャンペーン支援、研修等にも力を入れて包括的な支援を提供している。メンタリングは元・現職議員が提供している。また、労働党内のジェンダー政策のモニタリング・提言も行う。



●カナダの事例: イコール・ボイス (Equal Voice)

2001年に設立された超党派の市民団体。2017年に実施した、連邦下院の全338選挙区から若い女性を1人ずつ招待し、連邦議会議員の仕事を学んでもらう「参政権の娘たち」というイベントで特に有名になった。選挙時には各党の女性候補者数のほか、政党が女性を勝てる見込みのある選挙区に擁立しているかを監視している。メディア対応にも力を入れている。



● アメリカの事例：イマージ(Emerge)

候補者の訓練に特化した非営利民間団体で、全米のハブ組織(Emerge America)と29州の提携団体から構成される。州レベル以下の選挙に初めて挑戦する民主党系の女性候補者に対し、半年間の訓練プログラムを提供。ネットワーキングを最大の武器として重視。

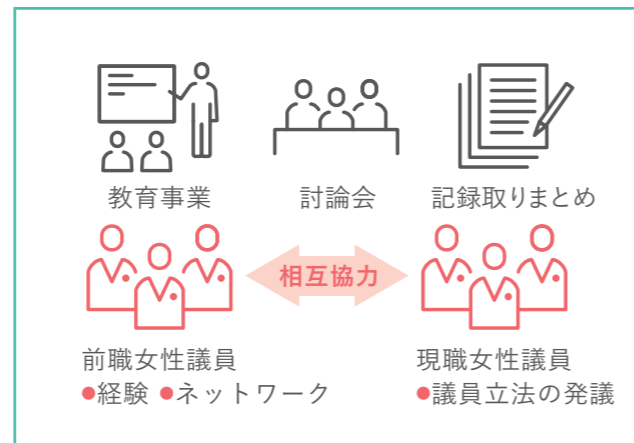
● 韓国の事例

女性の政治参画のための女性団体「女性政治勢力連帯」と、韓国女性団体連合組織を中心とするロビー活動が積極的に行われてきた。女性候補者の擁立に消極的な政党に対し、2004年には「清い政治女性ネットワーク」が国会議員の女性候補者102名のリストを作成、2010年には「男女同数連帯」を形成し地方選挙の候補者を男女同数にするよう働きかけを行った。

4-8 超党派ネットワーク

● 韓国の事例：韓国女性議政

2013年、超党派の前・現職女性議員がメンバーとなる組織として創設され、国会議長の傘下団体として登録。前職議員だけでなく現職議員もメンバーとなっているため、法案の発議を含めた取組を行うことができる。男女同数候補者の法制定のための討論会や、前・現職女性議員の能力強化等に取り組んでいる。



● メキシコの事例：インフォーマルなネットワーク「多様な女性たち」

多様な女性たち(Mujeres en Plural)は、パリテ実現を目標として、著名な政治リーダー、女性議員、フェミニスト活動家、コンサルタント、研究者、ジャーナリストなどの女性たちが結集し、2009年に結成されたインフォーマルなネットワークである。緩やかなネットワークとして、チャットアプリなどを活用して常時連携しながら、各政党がクオータを守っているかを常に監視し、守られていない場合にはどう介入するかを話し合い、選挙裁判所に問題を訴え続けてきた。多様な女性が参画しているため、情報がすぐに共有され、各方面から協力が得られる。

● カナダの事例：ケベック州議会の超党派女性議員サークル

女性議員比率が44.0%に達するケベック州議会では、女性議員に意見交換や対話の場を提供し、より良い議員となるためのツール提供を目的とし、2010年に超党派の「女性議員サークル」(Cercle des femmes parlementaires du Québec)が結成され、多様な活動を活発に実施。ジェンダー分析やパブリック・スピーチの訓練等の自信向上のための能力開発ワークショップや、メンターの紹介、大学教員等の女性リーダーとのネットワーク作りにも取り組む。

5. 参考情報リスト

日本における政治分野における男女共同参画

- ・内閣府男女共同参画局 政治分野における男女共同参画
<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>
- ・内閣府男女共同参画局 市町村女性参画状況見える化マップ
http://www.cao.go.jp/shichoson_map/
- ・総務省 選挙関連資料
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html

諸外国の政治分野における男女共同参画の状況

- ・世界経済フォーラム The Global Gender Gap Report 2020
<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2020/>(英語ページ)
- ・民主主義・選挙支援国際研究所(IDEA) ジェンダー・クオータ・データベース
<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas>(英語ページ)
- ・列国議会同盟(IPU) 国会における女性議員の割合
https://data.ipu.org/compare?field=chamber%3A%3Acurrent_women_percent&structure=any_lower_chamber#map(英語ページ)
- ・列国議会同盟(IPU) Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments 2017
<https://www.ipu.org/resources/publications/reference/2016-07/plan-action-gender-sensitive-parliaments>(英語ページ)

本パンフレットは、内閣府男女共同参画局が平成30年度・令和元年度に実施した委託調査結果を基に作成しました。
(参照)<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>

- ・「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」(平成31年3月)、有限責任監査法人トーマツ(内閣府男女共同参画局委託事業)
- ・「令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」(令和2年3月)、アイ・シー・ネット株式会社(内閣府男女共同参画局委託事業)